

## 兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

### ●相生市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	身体障がい者等に対する軽自動車税の減免	○		相生市税務課	0791-23-7128	
2	女性のための相談室		○	相生市地域振興課	0791-23-7130	
3	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書		○	相生市地域振興課	0791-23-7130	
4	保育所の入所申込		○	相生市子育て元気課	0791-23-7175	
5	母子健康手帳(親子健康手帳)の交付		○	相生市子育て元気課	0791-23-7168	
6	要介護認定の申請		○	相生市長寿福祉室	0791-23-7124	
7	教育・保育給付認定申請	○		相生市教育委員会管理課	0791-23-7142	
8	特別支援教育就学奨励費	○		相生市教育委員会管理課	0791-23-7142	
9	就学援助	○		相生市教育委員会管理課	0791-23-7142	
10	相生市奨学金	○		相生市教育委員会管理課	0791-23-7142	
11	放課後児童保育学級の入所申請		○	相生市教育委員会生涯学習課	0791-23-7144	